

# 愛知県地域防災計画の全面修正(案) 要旨

## 1 地域防災計画修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

## 2 全面修正の経緯と方針

本県の地域防災計画は、昭和38年に策定以降、風水害等災害対策計画（以下、「風水害等計画」という。）と地震災害対策計画（以下「地震計画」という。）を国の防災基本計画の変更等に合わせて毎年修正を行ってきたことで、両計画の間で記述の濃淡や齟齬が多く見受けられることとなってしまった。

今回の見直しにあたって、記述の濃淡や齟齬を解消するとともに、新たに役割分担表や時系列表を導入することで、各機関の果たすべき役割や応急対策業務の着手時期を明確に位置づけることとする。

なお、原則として現計画（平成20年6月修正版）の記述内容はそのままとする。

### (1) 役割分担表の導入

各機関が実施する対策について、その実施者や業務内容を明確にするとともに、関連機関と連携する上での参考とするため、役割分担表を「主な機関の措置」としてとりまとめ、風水害等計画、地震計画ともに、第2編以降の各章冒頭に新たに追加する。

(掲載例 地震計画 第2編 災害予防 第9章 津波予防対策)

区分	機関名	主な措置
第1節 津波危険地域の指定	関係市町村	津波危険地域の指定
第2節 津波防災体制の充実	県、関係市町村	1 想定される津波等に対する計画の策定
	関係市町村	2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定
第3節 津波防災知識の普及	県、関係市町村	1 津波防災知識の普及
	関係市町村	2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等
第4節 津波防災事業の推進	関係市町村	1 津波に強いまちづくりの推進
	内水排除施設等の管理者	2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置
	河川、海岸、港湾及び漁港の管理者	3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等

## (2) 時系列表の導入

各機関が実施する災害応急対策について、業務の着手時期や実施期間を明確にするとともに、災害応急対策の優先順位の検討等の参考とするために、時系列表を「主な機関の応急活動」としてとりまとめ、風水害等計画、地震計画ともに、第3編 災害応急対策の各章の冒頭に新たに追加する。

(掲載例 風水害等計画 第3編 災害応急対策 第9章 避難者対策)

機関名	事前	被害発生中	事後
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○立退きの勧告・指示</li> <li>○避難所の開設</li> <li>○要援護者の安否確認・避難誘導</li> <li>○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保</li> <li>○外国人への情報提供</li> <li>○福祉避難所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他市町村・県への応援要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→</li> <li>→</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○立退き勧告等の代行</li> <li>○情報収集・支援体制の整備</li> <li>○多言語による情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察への応援要請</li> <li>○他市町村への応援指示</li> <li>○広域調整・市町村支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→</li> <li>→</li> </ul>

## (3) 様式等の削除

災害応急対策などで使用される様式等については、統一的に県地域防災計画附属資料に掲載することが適当であることから、両計画から削除する。

## (4) 計画本文の整合

風水害等計画、地震計画ともに計画本文については、原則として現計画の記述をそのまま引用するものであるが、両計画間で同様の内容について記述の齟齬等があるため、記述、表現等を統一して計画間の整合を図る。

## 3 計画内容の主な修正事項等（新規追加等）

### (1) 風水害等計画・地震計画 共通修正事項

#### ア 中山間地等における孤立対策について追加（章新規）

平成20年岩手・宮城内陸地震（20年6月）において、土砂災害等により交通が寸断したことを受け、中山間地域、沿岸地域、島しょ部などで孤立する集落の発生に備えるための災害予防対策として、新たに「中山間地等における孤立対策」を章として追加する。

#### 【修正箇所】

- ・ 風水害等計画第2編第6章「中山間地等における孤立対策」を追加
- ・ 地震計画第2編第4章「中山間地等における孤立対策」を追加

#### 【修正内容】

- ・ 孤立危険地域の把握（県、市町村）、地域への広報・啓発
- ・ 孤立地域と外部との通信の確保、物資供給・救助活動体制の整備 など

## イ 緊急災害対策派遣隊について追加

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援として、被害状況の調査、被害の拡大防止、早期復旧に関する支援を円滑かつ迅速に実施するために創設された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）についての記述を追加する。

### 【修正箇所】

- ・ 風水害等計画第1編第2章中、「中部地方整備局」に追加
- ・ 地震計画第1編第4章中、「中部地方整備局」に追加

### 【修正内容】

- ・ 大規模災害時における被害状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣

## ウ り災証明の交付について追加

被災者の早期の生活再建を支援するため、市町村が住家の被害状況調査の結果に基づき交付する「り災証明」についての記述を追加する。

### 【修正箇所】

- ・ 風水害等計画第4編第1章中、「基本方針」に追加
- ・ 地震計画第4編第1章中、「基本方針」に追加

### 【修正内容】

- ・ り災証明の早期交付

## (2) 風水害等計画修正事項

### ア 洪水ハザードマップについて追加

住民が的確な避難行動をとることができるようにするための広報手段として、洪水ハザードマップを活用した広報を追加する。

### 【修正箇所】

- ・ 風水害等計画第2編第9章中、第4節「避難に関する広報」に追加

### 【修正内容】

- ・ 洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップを活用した広報活動の実施

### イ 水位周知河川の追加

水防法第13条第2項に基づき、洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川として水位周知河川が新たに追加指定されたことから、災害時の情報伝達として、その伝達系統を追加する。

### 【修正箇所】

- ・ 風水害等計画第3編第3章中、第1節「気象予報警報等の伝達系統」に追加

### 【修正内容】

- ・ 大山川、五条川（上流）、青木川、領内川、福田川、阿久比川、猿渡川、佐奈川の新規指定に伴う情報伝達経路の修正・追加

### (3) 地震計画修正事項

#### ア 緊急地震速報の伝達体制整備について追加

気象庁から発信される緊急地震速報を迅速に伝達することにより被害の軽減を図るため、県及び市町村が努めるべき伝達体制等の充実について追加する。

##### 【修正箇所】

- ・ 地震計画第2編第6章中、「防災施設・設備及び災害用資機材の整備」に追加

##### 【修正内容】

- ・ 迅速な緊急地震速報の伝達のための伝達体制及び通信施設、設備の充実

#### イ 防災訓練の想定明確化等について追加

地震災害に対する防災訓練の実施にあたり、地震規模や被害の想定を明確にするとともに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れる旨などの記述を追加する。

##### 【修正箇所】

- ・ 地震計画第2編第11章中、第1節「防災訓練の実施」に追加

##### 【修正内容】

- ・ 地震規模や被害の想定を明確にするとともに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れた、より実践的な訓練の実施